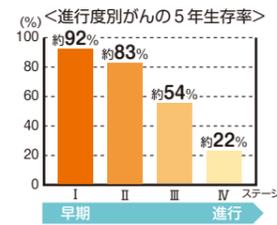


川崎市のがん検診について

がんは早期発見すれば90%以上が治ります

がんは早期発見し、適切な治療を受ければ治る確率の高い病気です。ですが、がんは初期の段階では自覚症状がないことがほとんどです。右の表にあるとおり、がんは進行し自覚症状が出てからでは、治療率が大きく下がってしまいます。



早期発見で
92%が治る!

出典：公益財団法人がん研究振興財団
がんの統計 18

※ここでいう「治る」とは診断時からの5年相対生存率です。相対生存率は、がん以外の原因で亡くなる人の影響を除いた数値です。

出典：全国がんセンター協議会の生存率協同調査（2008～2010年全症例）

川崎市ではがんの早期発見を目的として、以下のがん検診を実施しています。

川崎市が実施するがん検診は、実際にかかる費用（子宮頸がんの場合で1万円前後）よりも安く受けることができます。同封の医療機関名簿を御確認の上、特定健診と併せて医療機関へ直接お申し込みください。

※医療機関の予約状況によっては、特定健診と同日に受診できない場合や予約枠に限りがある場合があります。

検診名	対象者※1	内容	受診回数	費用
肺がん	40歳以上の市民	問診、胸部エックス線検査 * かく痰検査 (必要な場合のみ)	年度に1回 (年度とは4月～翌年3月、 以下同じ)	900円 (* かく痰検査は+200円)
大腸がん		問診、免疫便潜血検査		700円
胃がん	・50歳以上の市民（胃部エックス線検査・胃内視鏡検査の選択制）※2 ・40歳～49歳の市民（胃部エックス線検査のみ）	問診、胃部エックス線検査	年度に1回 (前年度に胃内視鏡検査を受診していない方)	2,500円
		問診、胃内視鏡検査	2年度に1回 (前年度に受診していない方)	3,000円
子宮がん	20歳以上の女性市民	【頸がん】 問診、視診、頸部の細胞診、 内診 * 【頸がん+体がん】 上記+体部の細胞診 (必要な場合のみ実施。 医師とご相談ください。)	2年度に1回 (前年度に受診していない方)	1,000円 (* 体部の細胞診は+800円)
乳がん	40歳以上の女性市民	問診、マンモグラフィ検査		1,000円
骨粗しょう症	40・45・50・55・60・ 65・70歳以上の女性市民	問診、骨量測定 (医療機関によって検査 方法が異なります。)	各対象年齢時に1回 ※受診日に満年齢であること	超音波法 600円 MD法、SXA法等 700円 DXA法による腰椎測定 1,100円

※1 対象者には、年度内に対象年齢になる方を含みます。（骨粗しょう症検診を除く）

※2 胃内視鏡検査は、国の指針に基づき、令和2年度から対象年齢が50歳以上になりました。

※ 検診で「要精密検査」となった場合は、その後必ず精密検査を受けてください。

※ 検診では、がんでないのに「要精密検査」と判定される場合や、がんがあるのに見つけれない場合があります。検診の精度は100%ではありません。ただし、1回の検診でがんを診断できなかった場合でも、毎回検診を受け続けることにより、がんを発見できる確率は高まります。このため、がん検診は単発の受診ではなく、適切な間隔で受け続けることが大切です。

※ がん検診で「異常なし」と判定されても、気になる症状がある場合には、早めに医療機関を受診してください。

●次のいずれかに該当する方は無料です。

①70歳以上の方（年度中に70歳になる方を含みます。）

②市・県民税非課税世帯の方

市・県民税非課税世帯の方ががん検診等を無料で受けるためには、「非課税証明書（同世帯内で15歳以上（年度内になる方を含む）の方全員分）」等を窓口で提示する必要があります。（詳細はコールセンターやホームページでご確認ください。）

ただし、特定健診受診券の自己負担額の欄に「*」印のある方が、特定健診と同一日に同一医療機関においてがん検診等を受ける場合には、「非課税証明書」等の提示は必要ありません。自己負担額に「*」印のある課税世帯の方が、特定健診と別の日にがん検診を受ける場合には無料になりませんのでご注意ください。

●がん検診と特定健診は別々の医療機関で受診することもできます。

がん検診だけを受診したい場合は、同封の医療機関名簿に記載されている医療機関へ「川崎市のがん検診の受診を希望」とお伝えの上、直接予約・問合せしてください。特定健診の受診券は必要ありません。ただし、受診日当日は健康保険証等の年齢や住所が確認できるもの（自己負担免除のため各種証明が必要な場合はそれらも）を持参してください。

40歳～74歳の国保加入の方へ

特定健診を受けよう!

特定健診（特定健康診査）は、生活習慣病の早期発見と予防のためのメタボリックシンドロームに着目した健診です。健診結果により、必要な方は専門職による特定保健指導を受けることができます。

今年も受診券が届いたな…



元気だし、忙しいし…
どうしようかな？



特定健診のご案内

実施期限 令和3年3月31日まで

実施場所 指定医療機関
(医療機関名簿に掲載しています)

自己負担金 **無料** です!

この機会に受けてみよう!

年一回で期限もあるし、
自分の体の状態を健診で
確認してみることは大事
かもしれないな



特定健診・特定保健指導のメリット!

1 生活習慣病のリスクを早期発見できます! (特定健診)

生活習慣病が死因の半数以上を占めています。生活習慣病は自覚症状が出にくく、症状が出たときにはすでに重症ということも少なくありません。早期発見が予防の決め手となります。

2 専門職の支援が無料で受けられます。(特定保健指導)

健診結果をもとに医師・保健師・管理栄養士などが、あなたにあった支援をしてくれるので安心です。

川崎市こくほの健診（特定健診）のお問合せ先：川崎市がん検診・特定健診等コールセンター

044-982-0491

平日 8時30分～17時15分 第2・第4土曜日 8時30分～12時30分

※年末年始は除きます。 ※通常の通話料がかかります。
※健診のお申込みの電話番号ではありません。健診のお申込みは直接医療機関にお問合せください。

川崎市国民健康保険

お問合せ先 川崎市がん検診・特定健診等コールセンター 電話：044-982-0491
健康福祉局保健所健康増進課 FAX：044-200-3986

1 受診券の確認

受診券が届いたら、氏名、生年月日、性別、有効期限、注意事項をよく確認しましょう。

2 特定健診の申込み

※1月～3月は大変混み合い予約が困難になります。ご予約はお早目に。

同封の医療機関名簿に記載されている医療機関へ直接申し込んでください。
50歳以上の男性はオプションでPSA検査が受けられます。(詳しくは右面参照)

がん検診の予約も忘れずに

同日に受診可能な場合もありますので一緒に予約の上、受診してください。
※がん検診は、別途料金がかかります。(詳しくは裏面参照)



3 特定健診の受診

健診当日は、①受診券と②国保の保険証を持参してください。

必須健診項目

- 問診(服薬歴、喫煙歴など)
- 身体計測(身長、体重、BMI、腹囲)
- 理学検査(身体診察)
- 血圧測定
- 血液検査
 - ・脂質検査(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール)
 - ・肝機能検査(AST(GOT)、ALT(GPT)、γ-GT(γ-GTP))
 - ・血糖検査(ヘモグロビンA1c)
 - ・痛風検査(尿酸)
 - ・腎機能検査(血清クレアチニン)
- 尿検査(尿糖、尿蛋白、尿潜血)



詳細な健診項目

- 貧血検査
 - 心電図検査
 - 眼底検査
- ※一定の基準に該当した方のみ実施(希望制ではありません。)

4 結果のお知らせ

医療機関から健診結果を受け取ります。生活習慣病のリスクの程度により支援は3段階に分かれます。
リスクありと判定された方には、3～4か月後に保健指導の案内(利用券)が届きます。

リスクなし

〈異常なし〉

今のところメタボによる生活習慣病のリスクはありません。



生活習慣病の予防に関する情報提供が行われます。

リスクあり(保健指導を受けましょう。)

〈動機付け支援〉

メタボによる生活習慣病のリスクが現れ始めています。



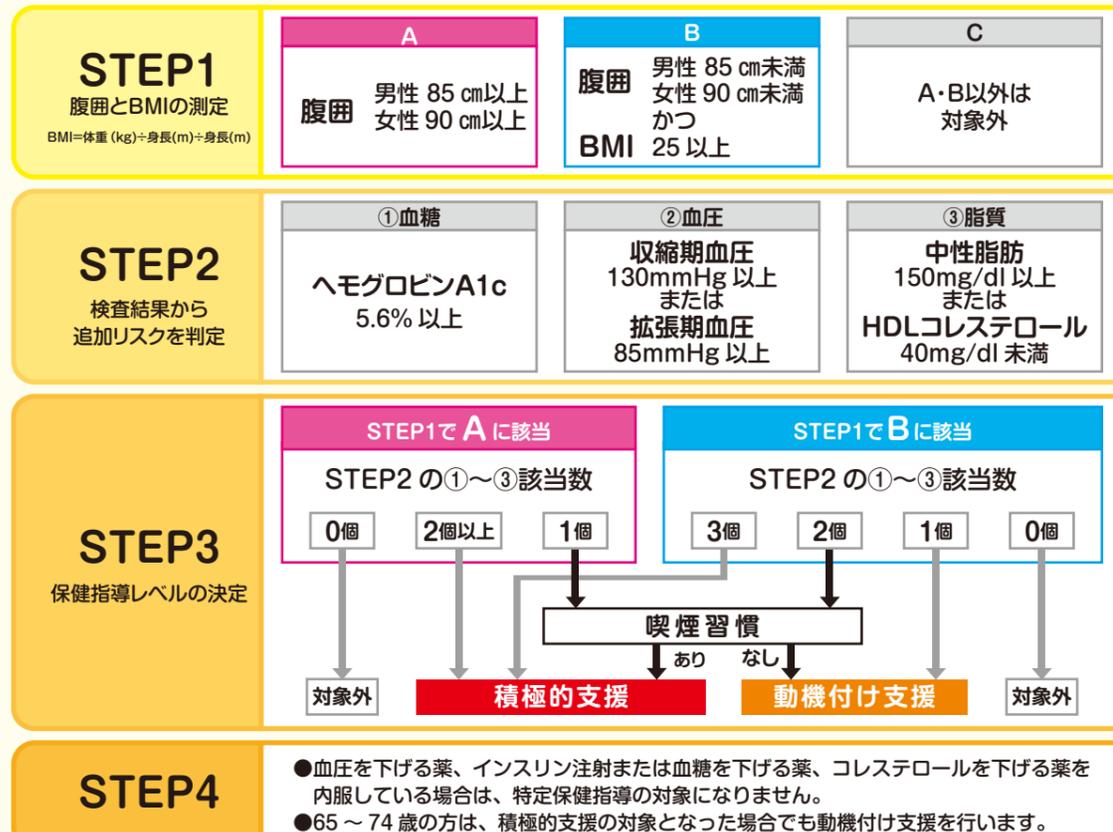
健診を受けた医療機関の案内により保健指導が始まります。始めに専門職から個別の支援を受けて、メタボリックシンドロームの改善に取り組みます。

〈積極的支援〉

メタボによる生活習慣病のリスクが重なっています。

送付された保健指導の案内から保健指導機関を選んで申し込みます。専門職との個別面接など3か月間の継続的な健康づくりの支援を受けます。

保健指導の対象になる人は?



50歳以上の男性は、特定健診と一緒に前立腺特異抗原(PSA)検査を受けられます

内容: 前立腺がんの早期発見に有用とされる腫瘍マーカーを測定する検査です。希望者は、特定健診で実施する血液検査にオプションとして追加することで受けられます。*特定健診と同日実施の場合に限りです。

対象者: 50歳以上の男性

費用: 自己負担400円

申込: 特定健診の申込みの際に、「PSA検査も希望」と伝えてください。特定健診とPSA検査を別々の医療機関で受けることはできません。

PSA検査について
川崎市ホームページ



<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000106881.html>

特定健診は通院中の方も受けられます

通院中(服薬中)の方も、特定健診の対象です。特定健診は、病気にならないために、いち早く異常を発見することを目的としています。医療機関で行う「早期治療」のための検査とは目的が違いますので、通院中の方もぜひ受診してください。

特定健診の対象ではない方

※川崎市国民健康保険では、原則として対象年齢の方全員に受診券を発行していますが、国の通知により、次に該当する方は、特定健診を受診することができませんのでご了承ください。

- 妊産婦(産後1年以内)の方
- 病院または診療所に6か月以上継続して入院している方
- 障害者総合支援法に規定する障害者支援施設に入所している方
- 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設に入所している方
- 老人福祉法に規定する養護老人ホームまたは特別養護老人ホームに入所している方
- 介護保険法に規定する特定施設に入居または介護保険施設に入所している方

※健診結果は、川崎市が川崎市個人情報保護条例等に基づき厳重に管理し、被保険者の方の健康管理に役立つよう、統計事業、保健指導、生活習慣病重症化予防事業等に活用します。